

令和2年2月銚子市教育委員会定例会議事録

1 日 時

令和2年2月20日(木)

午後3時00分 開 会 午後3時46分 閉 会

2 場 所

銚子市役所 3階庁議室

3 出席委員

教育長	石 川 善 昭
委 員	安 藤 清
委 員	八 角 憲 男
委 員	伊 藤 晴 美
委 員	杉 崎 継 雄

4 出席職員

学校教育課長	北村 卓	社会教育課長	林 秀行
学校教育課主幹(教育総務室長)	佐久間洋子	社会教育課主幹(生涯学習室長兼文化館長)	春山 敏郎
学校教育課課長補佐	小関 宏昌	学校教育室長	井上 新治
学校給食センター所長	高木 利雄	指導室長(兼小児言語指導センター所長)	松浦 毅
青少年指導センター所長	網中 昭仁	市民センター所長	高塚 優
公正図書館長	山谷憲一郎	スポーツ振興室長(兼体育館長)	飯笹 博充
文化財・ジオパーク室長	小川 正俊	銚子高等学校事務長	高森 良文

5 議題等

議案第3号 令和元年度銚子市一般会計(教育費)補正予算要求について
議案第4号 銚子市教育委員会公印規則の一部を改正する規則制定について
議案第5号 令和2年度銚子市学校教育指導の指針について
議案第6号 銚子市子どもの読書活動推進計画の策定について

6 議事の内容

【教育長】 開会宣言 午後3時00分

ただいまより、令和2年2月銚子市教育委員会定例会を開会いたします。

では、直ちに本日の会議を開きます。

はじめに、議事録の承認についてお諮りいたします。

1月23日に開催いたしました令和2年1月教育委員会定例会の議事録を事前にお配りしておりますが、よろしければ承認したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

【教育長】

ご異議ないものと認めますので、当該議事録について承認いたします。

【教育長】

それでは次に、教育委員会に関する報告をいたします。

【教育長】

(別添資料により報告)

【教育長】

続きまして、令和2年度予算額内示について所管課長より報告させます。

【学校教育課長】

昨年12月25日に市長へ要望していただいた、令和2年度当初予算は、3月市議会定例会で審議され、3月18日に成立する予定ですが、教育委員会所管分の予算措置状況について報告いたします。

それでは、お手元にお配りしてあります当初予算案の概要の37ページをご覧ください。学校教育課所管分について報告いたします。予算額の合計は、39ページになります。14億2,922万5,000円で前年度と比較しますと1億8,224万7,000円の増額となります。その主な理由としては、37ページ、No.355番銚子西中学校整備経費で、校舎の大規模改造工事やスクールバスロータリー等整備工事、また閉校に係る経費など約2億7,000万円を計上したためです。しかしながら、財政当局と協議した結果、銚子西中学校整備経費において予算案に計上された額は、予算要求時と比較すると、約680万円の減額となっています。理由としては、統合に伴い銚子西中学校全生徒分の学習机・椅子の購入を見込んでいましたが、小中学校特別支援補助員1名の増員と、全小中学校への学習机の天板及び椅子の脚キャップの購入経費に変更したためです。以上で、学校教育課所管分の報告を終わります。

【社会教育課長】

続きまして、社会教育課所管分についてご報告いたします。40ページをご覧ください。中段よりやや下の合計欄のとおり、社会教育課所管分の予算案の額は、1億875万5,000円です。前年度と比較しますと、2,219万6,000円の増額となります。その主な理由としては、39ページ、No.401番青少年文化会館管理運営経費に、PCB廃棄物処理業務委託料等として約1,440万円、40ページ、No.410番 体育館管理運営経費に正面開き戸改修工事に約170万円、などが予算計上されたためです。しかしながら、予算案に計上された額は、当課が予算要求した額と比較しますと、6,031万4,000円の減額となっています。これは、海上コミセン屋上防水改修工事に約540万円、西部コミセン解体工事に約680万円、野球場バックスタンド防水改修工事に約1,130万円、体育館の屋根塗装改修工事及び旧格技場屋根改修工事に約3,290万円等の施設整備に係る要求が、厳しい財政状況の中で、予算案に盛り込まれなかったためです。これら予算措置できなかった経費は、緊急時の企画財政課への協議、令和3年度予算に要求などの対応を行うこととなります。以上で社会教育課所管分の予算案のご報告を終わります。

【銚子高校事務長】

続きまして、40ページ下段をご覧ください。銚子高等学校所管分の予算額の合計

は4, 427万3, 000円で前年度と比較しますと120万円の減額となります。主な理由としましては、No.420のその他高等学校管理関係経費のうち光熱水費の電気料が減額になったためです。以上、簡単ではございますが、報告させていただきます。

【教育長】

以上で報告は終わりました。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。

【八角委員】

37ページNo.355の銚子西中学校整備経費の摘要欄にあります、現在の第五中学校の位置に統合校を開校の次に統合準備委員報酬とありますが、統合準備委員とはどのようなメンバーで組織されていますか。

【学校教育課長】

統合学区の小中学校のPTAの代表、対象中学校区の町内会の代表、銚子市校長会会長、統合学区の小中学校長の20名で組織されています。この中で、委員報酬はPTAの代表と町内会の代表の方に支払われます。

【八角委員】

教育長の教育委員会に関する報告事項の17番令和元年度教育論文表彰式で表彰者3名はどちらの学校の先生ですか。

【指導室長】

表彰された3名は、入選が椎柴小学校の加瀬先生、佳作に双葉小学校の榎本先生と船木小学校の齋藤先生です。

【教育長】

その他、教育委員より報告することがございましたら、お願いします。

【教育長】

それでは、議事に入ります。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、安藤委員、八角委員を指名します。

【教育長】

続きまして、日程第2 議案第3号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

【教育長】

所管課長の提案理由の説明を求めます。

【学校教育課長】

それでは、議案第3号「令和元年度銚子市一般会計教育費補正予算要求について」説明します。

令和2年3月補正予算総括表をご覧ください。令和2年3月補正予算において、財政当局と協議した結果、記載のとおり要求内容となったものです。令和2年3月補正予算総括表は、教育委員会の要求分をまとめたものです。全体といたしましては、令和元年度銚子市一般会計教育費補正予算として、歳入2事業、合計3, 229万

6,000円、歳出4事業、合計6,620万円をそれぞれ減額しようとするものです。それでは、初めに歳入から説明します。歳入の表をご覧ください。1行目、国庫補助金である学校施設環境改善交付金の補正は、3,169万8,000円の減額で、対応する銚子西中学校整備経費の決算見込額が少なくなることに伴い、減額するものです。2行目、国庫補助金である私立幼稚園就園奨励費補助金の補正は、59万8,000円の減額で、対応する私立幼稚園就園奨励費補助金の決算見込額が少なくなることに伴い、減額するものです。続きまして、歳出を説明します。歳出の表をご覧ください。1行目、小学校施設管理経費は、財源更正で、一般財源を極力減らすため、小学校整備債を増額し、同額の一般財源を減額しようとするものです。2行目、銚子西中学校整備経費の減額補正は、銚子西中学校整備に係る工事内容の見直しや委託等契約差金による不用額が生じたため、減額するものです。3行目と4行目、私立幼稚園関係経費及び学校保健関係経費はいずれも減額補正で、当初見込んだ対象者数より少なくなったことで不用額が生じたため、減額するものです。以上で、議案第3号の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

【教育長】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【教育長】

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

【教育長】

討論なしと認めます。

これより採決をいたします。議案第3号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

【教育長】

挙手全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり決しました。

【教育長】

続きまして、日程第3 議案第4号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

【教育長】

所管課長の提案理由の説明を求めます。

【学校教育課長】

議案第4号、「銚子市教育委員会公印規則の一部を改正する規則制定について」ご説明します。

本規則は、教育委員会、各教育施設、幼・小・中・高における公印の仕様、及びその管理について定めたものですが、令和2年3月31日をもって銚子市立春日幼稚園と銚子市立海上幼稚園が閉園となることに伴い、幼稚園全体で保有する公印の個数を

それぞれ4から2に改正しようとするものでございます。以上で、議案第4号の説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

【教育長】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【教育長】

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

【教育長】

討論なしと認めます。

これより採決をいたします。議案第4号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

【教育長】

挙手全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり決しました。

【教育長】

続きまして、日程第4 議案第5号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

【教育長】

所管課長の提案理由の説明を求めます。

【指導室長】

議案第5号「令和2年度 銚子市学校教育指導の指針」についてご説明いたします。作成までの概要です。本指針は、学習指導要領の基本的な理念である「生きる力の育成」に向け、各幼稚園・小中学校が、教育活動を進める上での手引きとして、毎年度作成しているものです。令和2年度版の作成にあたっては、第3期千葉県教育振興基本計画『次世代へ光り輝く「教育立県ちば」プラン』を参考に、昨年度版を改訂して作成しました。令和2年度から千葉県では、千葉県学校教育指導の指針を作成しないとのことです。これまでは項目立てや表現について、千葉県学校教育指導の指針を参考としてきましたが、令和2年度からは参考とするものではありませんので、令和2年度銚子市学校教育指導の指針の作成については項目立てはこれまでどおりとし、表現については第3期千葉県教育振興基本計画を参考にすることとしました。表紙のデザインは、ふるさと学習でも扱われております、銚子のシンボルの一つである屏風ヶ浦です。「生きる力」を育成するための柱は、知徳体「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の3つと、土台となる4つめ『「地域とともに歩む学校づくり」を進める』で、変更はございません。学習指導要領に授業改善の視点として示されております「主体的・対話的で深い学び」を通して変更はございません。子どもたちが未来に向けてたくましく生き抜くためには、「ふるさと銚子」に誇りを持って成長していくことも大切であると考えておりますので、「ふるさと銚子を知り、郷土に誇りを持って成

長できる教育の実践」を、今年度も引き続き謳ってまいります。重点項目の変更点です。2頁目以降は、それぞれの柱「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」「地域とともに歩む学校づくり」に関する重点項目と、具体的な内容を示しております。「□」が重点項目で、「・」が具体的な内容です。重点項目の変更点は幼稚園版、小中学校版共に『「地域とともに歩む学校づくり」を進める』の中の「発達の段階に応じたキャリア教育の推進」が「学びを将来へとつなぐ系統的なキャリア教育の推進」という文言に変更してあります。内容については大きな変更点はありません。小学校については令和2年度から中学校では令和3年度から新学習指導要領全面実施となりますが、移行期間中に、新しい学習指導要領の内容を踏まえて変更を加えてあるためです。本年度は、第3期千葉県教育振興基本計画や市の実態を踏まえた上で、内容がより分かりやすいものとなるよう、一部、文言を追加したり、組み替えたり、新しく加えたりしたというのが変更点となります。昨年度版の見え消しで、赤の二重線で消えている部分が削除、或いは、文言の改定をした部分です。「・」の中で、青のゴシック体になっている部分が加筆したところです。施策や事業についてです。こちらについても、実施終了予定の事業等を削除し、次年度実施予定の事業を付け加えております。なお、本指針につきましては、各学校及び関係諸機関へ配布いたします。教職員へは、各学校で印刷の上、配付していただく予定です。4月以降は、教育委員会のホームページでも閲覧できるよう準備しております。以上で議案第5号の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

【教育長】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【松崎委員】

県の学校教育指導の指針が作成されないとの説明がありましたが、なにか理由がありますか。

【指導室長】

理由は聞いていません。県の指導行政連絡会議のなかで県の施策として削除すると紹介があったものの一つです。リーフレットの作成はしない。県のホームページ及び第3期千葉県教育振興基本計画のリーフレットを活用してください。

【安藤委員】

他の市町村はどうなっていますか。

【指導室長】

指導行政連絡会議の際には、他の市も指針については市としては作成するというところで話をしていました。第3期千葉県教育振興基本計画を参考にするということでした。具体的なことについて、その場では確認はしていません。

【安藤委員】

銚子市は市立高校も所管していますが、高等学校の指針はどうなりますか。

【指導室長】

高等学校については、確認はしていません。

【松崎委員】

幼稚園の指針の裏面、『「地域とともに歩む学校づくり」を進める』の「□」4番目の一人一人の教育的ニーズに対応した特別支援教育の推進のなかで、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を引き継ぎ資料として活用とありますが、この「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」は最初に作成するのは幼稚園ではないのですか。その前にできているものなのですか。引き継ぎ資料とはどこからどこへのものなのですか。

【学校教育課長】

個別の教育支援計画があって、学校の個別の指導計画になります。個別の教育支援計画は保護者が就学前施設や関係機関とどのように繋がっているのかをトータルで書かれているものを引き継いでいます。それがあって、そのなかの一つの教育施設である幼稚園等がその子に対してどのように支援していくのかを個別に作成するのが個別の指導計画になります。

【松崎委員】

これを読むと「引き継ぎ資料として活用し」とあるので、幼稚園に入園前にできているのかと思ったものですから。

【学校教育課長】

できているお子さんもいますし、幼稚園に入ってから作成するお子さんもいますので、トータルで引き継ぎ資料としています。

【松崎委員】

それについては、幼稚園にきちんと説明をお願いします。

【松崎委員】

次に市教委施策の事業の一番下に不祥事防止という言葉を使っていますが、不祥事根絶に統一を幼稚園版・小中学校版共にお願いします。

【指導室長】

ありがとうございます。

【松崎委員】

小中学校の指針の、『魅力ある授業で「確かな学力」を育む』の『「自ら学び、思考し、表現する力」の育成』の市教委施策の事業のなかで、文集「海の子」編集への支援が無くなりますが、「海の子」の発行がなくなるのですか。

【指導室長】

はい、令和2年からなくなります。

【松崎委員】

「指導目標の明確化と適切な評価の実施及び指導方法の工夫改善」の市教委施策と事業に「ICT環境及びサポート体制の整備」とありますが、その上の『「自ら学び、思考し、表現する力」の育成』に（学びの質を高め、情報活用能力を育むためICT等を活用する。）あり、そちらに変更した方が良いと思います。

【指導室長】

情報モラル教育等が「指導目標の明確化と適切な評価の実施及び指導方法の工夫改善」のところにありますので、前年度はそちらにあり、「学びの質を高め、情報活用能

力を育むためICT等を活用する。」は、今回新しく加わったものです。ご指摘のとおりこちらに変更させていただきます。

【松崎委員】

次に「読書活動の充実」のなかで、並行読書等というのがありますが、並行読書とはどのようなものですか。

【事務局】

並行読書とは色々な本に親しむということで1冊の本だけではなく同時に2冊、3冊の本を読んだり、それぞれの調べ学習で色々な本を読んで活用したりすることです。

【松崎委員】

わかりました。

【松崎委員】

「いじめ防止対策の推進」の市教委施策と事業に市で作成している銚子市いじめ防止基本方針というのがありますので、それを追加して、その活用やケア対策を行っているということを記載した方が良いと思います。

【指導室長】

はい、直します。

【松崎委員】

その次の『体育・健康教育の充実で「健やかな体」を育む』のなかで「健康で安全な生活を実践する能力と態度の育成」と「自助能力の育成を目指した防犯教育及び安全教育の充実」のなかに「㊤」というのがありますが、これは中学校ということですか。

【指導室長】

はい、中学校ということです。

【松崎委員】

危機管理、回避、的確な行動というのは、小学校でも可能ではないでしょうか。小学校の高学年であれば十分にできる内容であると思いますので中学校に限らなくてもいいと思いました。

【教育長】

ご指摘いただいたものを改めて見直して、修正等の検討をお願いします。

【伊藤委員】

小中学校の『魅力ある授業で「確かな学力」を育む』のなかの『学校や地域の特色を生かした「ふるさと学習」の推進』と「グローバル化に対応した教育の推進」の市教委施策と事業で『社会科副読本「わたしたちの銚子市」の積極的な活用促進』とありますが、「すすむ千葉県」というのがありました。現在もありますか。

【指導室長】

現在もあり、活用しています。

【伊藤委員】

「郷土や国の歴史や伝統文化にふれ親しみ身近なものとして学ぶとともに、自己の考えなどを主体的に発信する力の育成に努める。」となっているので「すすむ千葉県」

も記載した方がよいのではないのでしょうか。また、ホームページに載せるのであれば I C T等の説明をどこかに記載したほうがいいと思いました。

【教育長】

それについても、最初に目につくところにカッコ書きで記載する等の工夫をお願いします。

【教育長】

ほかに質疑はございませんか。

ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

【教育長】

討論なしと認めます。

これより採決をいたします。議案第5号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

【教育長】

挙手全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり決しました。

【教育長】

続きまして、日程第5 議案第6号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職 員 朗 読)

【教育長】

所管課長の提案理由の説明を求めます。

【社会教育課長】

議案第6号「銚子市子どもの読書活動推進計画の策定について」提案理由をご説明いたします。平成13年12月に施行された、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項に、「市町村は子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画を策定するように努めなければならない。」と規定されています。本市におきましても、子どもが自主的に読書活動を行うことができるための環境をつくることを目的とし、子どもの読書活動に係る施策を総合的に推進するために「銚子市子どもの読書活動推進計画」を策定しようとするものです。以上で議案第6号の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

【教育長】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【松崎委員】

読ませていただきました。非常にわかりやすくまとまっていた。ありがとうございました。

前回、案をいただいたあと県の第4次が令和2年度から5年間ということがわかりました。今回の銚子市の銚子市子どもの読書活動推進計画も令和2年度か

ら5年計画ということなので、県の計画が反映されないものになってしまってもよいのでしょうか。

【公正図書館長】

それにつきましては、県が第4次版を策定中である情報は入っていましたが、データ等はなく、市の今回の策定には第4次版を反映させることは考えていませんでした。

【松崎委員】

そういうことであれば、今回はそのまま策定し場合によっては途中で改訂版を作成するということがよいのではないのでしょうか。

【教育長】

大きく変更になっているようなところはないのでしょうか。

【公正図書館長】

確認をしていませんので、それにつきましては確認をして後日報告させていただきます。

【教育長】

これでスタートして、県に第4次版を確認し、変更するところがありましたら、改訂版を作成するということがよろしいでしょうか。

【教育長】

ほかに質疑はございませんか。

ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

【教育長】

討論なしと認めます。

これより採決をいたします。議案第6号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

【教育長】

挙手全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり決しました。

【教育長】 閉会宣言 午後3時46分

以上をもちまして、令和2年2月銚子市教育委員会定例会を閉会いたします。

銚子市教育委員会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

令和2年3月25日

署名委員 安 藤 清

署名委員 八 角 憲 男